

高齢者等在宅生活支援（住みよか）事業

1. 内 容

高齢者等に配慮した住宅に改造する場合、補助する制度があります。

2. 助成対象者

次の（１）から（３）のいずれにも該当するもので、市町村長が住宅改造を真に必要と認めた者。

- （１）福岡県内（政令指定都市を除く）に住所を有する者
- （２）次のアからエのいずれかに該当する者又はこれらと同居し、若しくは同居しようとする者
 - ア 介護保険要介護認定において、要介護又は要支援と認定された者で、地域包括支援センター等が住宅改造を必要と認めた者。
 - イ 身体障がい者（身体障害者手帳の１級又は２級に該当する者及びそれ以外の補装具として車いす等の交付を受けた者で、市町村長が特に必要と認めた者）
 - ウ 知的障がい者（療育手帳Ａまたは知能指数３５以下の者）
 - エ 重複障がい者（身体障害者手帳３級で知能指数５０以下の者）
- （３）当該年度分の地方税法の規定による個人市町村民税が非課税の者のみで構成される世帯に属する者

3. 助成限度額

３０万円

4. 助成対象工事

高齢者等の自立を促し、日常生活の利便を図り、若しくは介護者の負担が軽減される住宅の改造

5. 窓 口

市町村高齢者・障がい福祉担当

事業の実施・未実施や事業内容については、市町村によって異なりますので、お住まいの市町村にお尋ねください。